第２次木津川市環境基本計画

令和３年５月

はじめに

～「自然と暮らしが調和する持続可能な循環共生型の環境都市」の実現に向けて～



本市では、守り育てられてきた自然・歴史・文化と関西文化学術研究都市の魅力を生かし、豊かな未来に向けて、子どもの笑顔があふれ、すべての市民が、いきいきと暮らせる幸せを実感できるまちづくりを進めています。

近年、地球規模での気候変動や海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失など、様々な地球規模での環境問題が生じており、地球規模の危機的な環境問題を解決し、将来にわたり持続可能な脱炭素社会を構築するために、身近な取り組みが大変重要です。

本市におきましても、こうした環境を取り巻く状況の変化に対応するため、まちの環境未来像を「自然と暮らしが調和する持続可能な循環共生型の環境都市」とし、第２次木津川市環境基本計画を策定いたしました。

市民や事業者の皆様におかれましては、この計画の推進にご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました木津川市環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で貴重なご意見をお寄せいただいた皆様方に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和３年５月

京都府木津川市長　河井規子

目　次

第１章　基本的事項 2

１　計画の背景 2

２　計画の位置づけ 3

３　計画の期間 3

４　計画の範囲 3

５　計画の体系と関連計画 4

第２章　木津川市が目指す計画の基本となる考え方 5

１　木津川市の環境の現状と課題 5

２　木津川市が目指すまちの将来像と環境分野における重要視点 16

３　木津川市の環境の保全と創造に関する基本理念と環境未来像 19

第３章　環境未来像を実現するための重点施策 20

１　環境未来像を実現するための柱と方針 20

２　環境施策の推進に際しての留意点 20

３　重点施策 22

第４章　計画の推進方策 37

１　計画の進行管理の基本的な考え方 37

２　計画の推進に際しての留意点 37

３　計画の推進体制 37

※図表の数値は、四捨五入のため内訳の合計と総数が一致しない場合があります。

第１章　基本的事項

１　計画の背景

私たちの日常生活や経済・社会システムは豊かで安定した環境に支えられています。

その一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄による物質的な豊かさを重視してきた私たちのこれまでのライフスタイルや事業活動は、地球環境に対する大きな負荷となり、地球規模での気候変動や海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失などの様々な地球規模での環境問題が生じてきています。

これらの環境問題は、それぞれ関連すると同時に、環境問題だけにとどまらず経済・社会活動に大きな影響を与えています。これらの環境問題は、グローバルな課題であると同時に私たちの身近な生活にも密接に関係するローカルな課題です。

特に気候変動問題に関しては、2020（令和2）年は、2015(平成27)年12月にパリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で締結され、翌年度に発効された「パリ協定」の本格的な運用が始まった年です。また、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の損失などの危機的な環境問題に国際的な動向を踏まえて、私たちの世代のニーズを満たしつつ、将来の世代が豊かに生きていける社会を実現するための取り組みを進める必要があります。

また、地球温暖化が進行することにより、我が国のみならず世界各地で異常気象による自然災害が頻発しており、気候変動の要素を防災に取り入れた視点が求められるなど、環境問題は様々な分野に関わっています。

相互に関連する経済・社会・環境の問題を統合的に解決し、安全で豊かな暮らしを実現できるよう、持続可能な開発目標（SDGｓ）の考え方に基づき、脱炭素社会の構築が求められています。

加えて、2019（令和元）年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は世界に拡大し、我が国においても、2020(令和2)年4月に全都道府県を対象に緊急事態措置がなされる事態の中、安定した廃棄物処理の継続性の重要性も増しています。

環境施策を計画的に推進するため、環境省において、2018(平成30)年に第五次環境基本計画が策定され、SDGｓの考え方を踏まえて、目指すべき持続可能な社会の姿として、循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現を掲げて、今後の環境政策の重点戦略が示されました。

また、京都府においては、第3次環境基本計画を策定し、2050年頃の京都府の将来像として「京都の豊かさをはぐくむ脱炭素で持続可能な社会」を掲げて取り組みが進められます。

本市においても、地球規模の危機的な環境問題を解決するためには、身近な取り組みが大変重要であることを認識して、将来にわたり持続可能な社会の構築を目指して、環境施策を展開することが求められています。

図表 1-1　持続可能な社会とは？



出典：ハイムーン工房 HP

2　計画の位置づけ

木津川市環境基本計画は、木津川市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2013（平成 25）年 2 月に策定しました。

この計画期間が 2021（令和 3）年 3 月で終了することから、本市におけるこれまでの環境を取り巻く状況の変化に対応するとともに、気候変動・温暖化の防止など、地球規模の環境問題の解決や将来に向けて、本市の環境施策を更に推進するため、第 2 次木津川市環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

木津川市環境基本条例（抜粋）

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱

（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3　計画の期間

本計画における計画期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とします。

なお、地球の環境変化に対応した世界・国の動向や社会情勢の変化などを踏まえて、概ね 5 年を目途に中間見直しを行うものとします。

また、各分野の具体的な目標や、それを実現するための個別の施策については、目指すべき持続可能な脱炭素型の社会の実現に向けて、各施策検討・進捗状況に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に対応することとします。

4　計画の範囲

本市の環境施策の基本となる本計画は、本市環境基本条例に示されているように、環境施策の推進にあたり、現在と次世代の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたり引き継がれていくよう、行政・市民・事業者の各主体がそれぞれの責務を踏まえ、互いに連携・協力して環境保全対策に取り組むための共通認識を示し、環境に配慮した行動を促す役割を持っています。

高度経済成長期に国内で発生した大気・水質汚染などの特定分野の環境問題とは異なり、近年の環境問題は、地球規模での気候変動・温暖化にも見られるように、複雑化・多様化するとともに、私たちの身近な社会・生活活動が環境

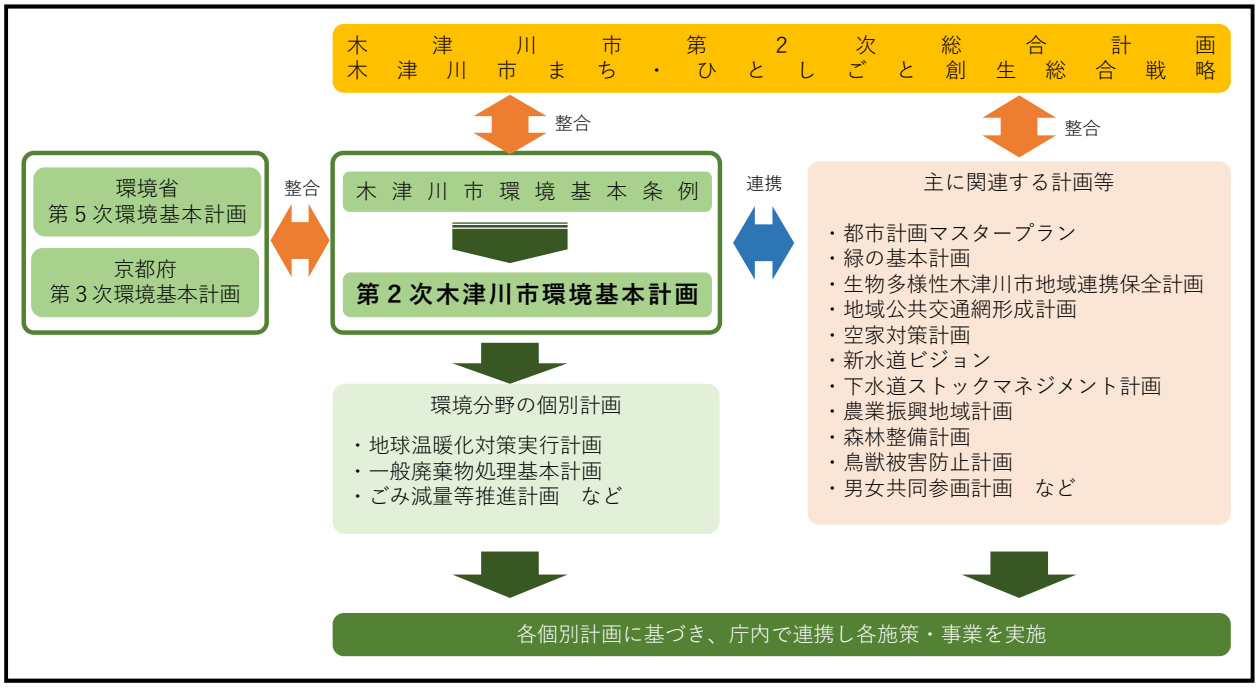
に対して、様々な影響を与えていることを認識して対応することが求められています。

このため、この計画の対象とする生活環境・自然環境・都市環境・地球環境に係る各種の環境施策の展開にあたっては、横断的かつ相乗的な効果の観点から総合的に取り組む必要があります。本計画では、本市総合計画で定める方針や本市環境基本条例で定める基本的施策を踏まえて、本市が取り組むべき、環境保全に関する長期的な目標と環境施策の方向を示します。

5　計画の体系と関連計画

本計画は、環境保全に関する長期的な目標や施策の基本的方向を示すものであることから、具体的な施策や事業については、関連する個別計画等に基づきそれぞれ実践していくこととし、関連する個別計画の策定等に際しては、本計画で定める目標や方向性を踏まえて、検討するものとします。

図表 1-2　計画の体系と関連計画



第２章　木津川市が目指す計画の基本となる考え方

１　木津川市の環境の現状と課題

(1) 木津川市の概要

①位置・面積

木津川市は、京都・大阪の中心部から約30km 圏内であり、京都府の市としては最南端に位置し、南は奈良市に接しています。

市役所の標高は、36.4m で、市の総面積は85.13km²です。また、市の中央部には、市の名称の由来となった木津川が東西に流れています。

②歴史・沿革

木津川市は、3 世紀ごろから木津川が交通路として利用され、淀川を通り大和と瀬戸内を結ぶ航路の起点にありました。奈良時代には、木津が平城京などの都城建設の木材の陸揚げ港として栄えました。740（天平 12）年 12 月には、聖武天皇が平城京から現在の加茂町の恭仁京に都を遷して、墾田永年私財法、国分寺、奈良の大仏建立の詔を発するなど、数年間ではありましたが、日本の首都でもありました。

古くから都と関連の深い地域として発展した当地域は、明治時代になると、鉄道や道路の交通網の整備が進められました。また、茶の栽培や大都市近郊の立地条件を生かした近郊農業が盛んになりました。

昭和 26 年に旧木津町と旧加茂町が合併前までのかたちとなり、昭和 31 年には旧山城町が誕生しました。

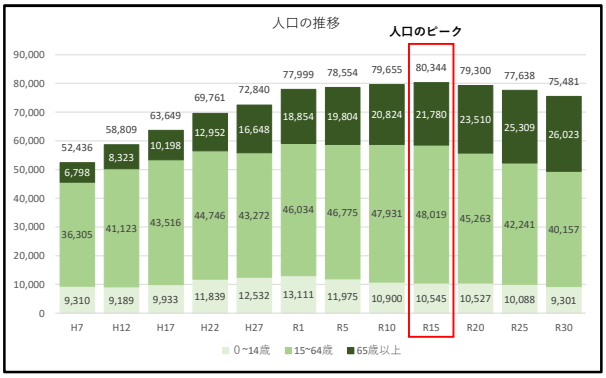
京都府内では京都市に次ぐ数の国指定文化財や豊かな自然・里山など、先人から受け継がれてきた資源がある一方、旧木津町において、昭和 60 年代以降、関西文化学術研究都市の建設が進められ、最先端の研究機関が立地する「関西文化学術研究都市」の中核都市として、質の高い都市空間が整備され、人口が急増してきました。

平成 17 年 4 月に木津町・加茂町・山城町合併協議会が設置され、約 2 年間の合併協議を経て、平成 19 年 3 月 12 日に現在の市域が形成されました。

③人口

本市の人口は、合併時に 66,490 人でしたが、関西文化学術研究都市整備などにより、その後、増加傾向にあり、令和元年度末時点の人口は、78,413 人、世帯数は 31,276 世帯となっています。今後の人口推移は、図表 2-1 のように令和 15 年の約 8 万人をピークに、その後、減少していくものと推計されており、少子化高齢化の進行や独居や夫婦の高齢者世帯の増加により、１世帯あたりの人口についても減少すると考えられます。

図表 2- 1



H7~H27…国勢調査、R1…10/1 時点の住基人口、R5 以降…木津川市総合計画

④産業

図表 2-2 に示すとおり、就業者数は、人口増加の影響により増加傾向にあります。就業者を産業別にみると、第 1 次産業は減少傾向が見られます。平成 12 年と平成 27 年を比較すると 2 ポイント減少しており、今後、若者による新規農業就業者も出てきていますが、全体としては高齢化の進行に伴い、農業就業者の減少が考えられることから、耕作放棄地の増加が懸念されます。

第 2 次産業は建設業の減少傾向が見られますが、製造業については増加傾向が見られ、第 2 次産業全体としては、ほぼ横ばいです。

第 3 次産業は減少傾向が見られる業種もありますが、第 3 次産業全体としては産業別就業者に占める割合が増してきています。

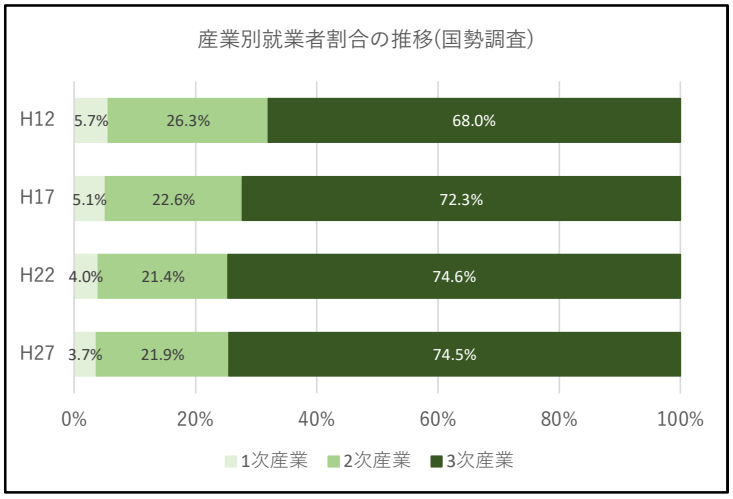
図表 2-2

産業別就業者数の推移　　単位:人

		H12	H17	H22	H27
総数		27,910	30,073	31,137	32,271
第1次産業		1,560	1,520	1,149	1,149
	農業、林業	1,559	1,518	1,148	1,147
	漁業	1	2	1	2
第2次産業		6,887	6,387	5,908	6,482
	鉱業、採石業、砂利採取業	18	6	2	4
	建設業	2,121	1,966	1,810	1,762
	製造業	4,748	4,415	4,096	4,716
第3次産業		19,179	21,724	21,877	23,474
	電気・ｶﾞｽ・熱供給・水道業	386	307	290	315
	情報通信業	1,655	712	715	763
	運輸業、郵便業		1,117	1,342	1,300
	卸売業、小売業	5,801	5,550	5,122	5,141
	金融業、保険業	890	846	829	814
	不動産業、物品賃貸業	337	406	519	638
	学術研究、専門・技術サービス業	…	…	1,345	1,270
	宿泊業、飲食サービス業	…	1,154	1,384	1,428
	生活関連サービス業、娯楽業	…	…	1,036	1,078
	教育、学習支援業	…	2,143	2,230	2,395
	医療、福祉	…	3,070	3,725	4,637
	複合サービス事業	…	313	173	268
	サービス業（他に分類されないもの）	8,510	4,520	1,652	1,699
	公務（他に分類されるものを除く）	1,600	1,586	1,515	1,728
分類不能の産業		284	442	2,203	1,166

資料：国勢調査

図表 2-3



(2) 木津川市の環境の特性と課題

①地形・地質

市域の北側と南東側に山地が広がり、その山地の間をぬって木津川が流れており、木津川に沿った地域に平野部が広がっています。

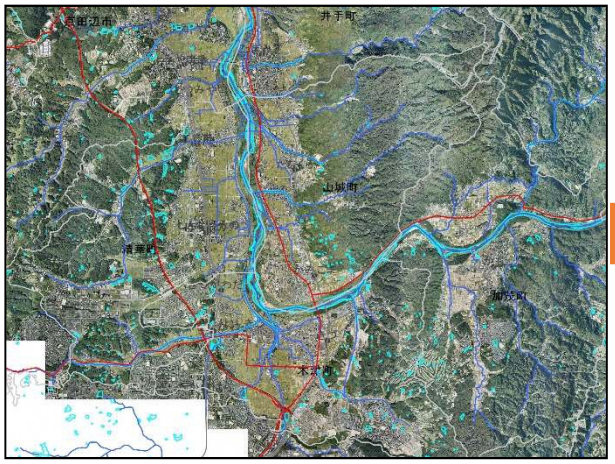
木津川周辺の地質は砂やシルト等から形成されており、それを挟んで南北には花崗岩質岩石や砂層等があります。また加茂町法花寺野のマンガン鉱物は、京都府レッドデータブックカテゴリーの「消滅寸前」に区分されています。

図表 2-4 に示すとおり、平成 20 年と平成 29 年の航空写真を比較すると、城山台地区の宅地

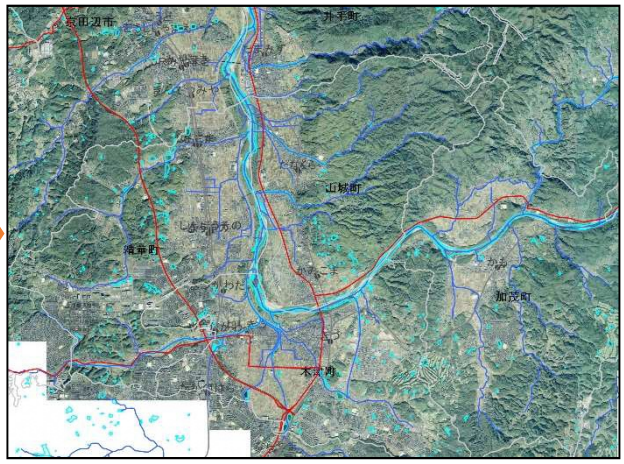
造成による変化が見られる以外は、特に大きな変化はありません。

なお、山地部・河川敷において、放置された竹林や林が増えてきており、里山としての景観や森林の保水機能の低下が懸念されます。

図表 2-4　航空写真による比較



平成 20 年度航空写真（統合型 GIS システム）



平成 29 年度航空写真（統合型 GIS システム）

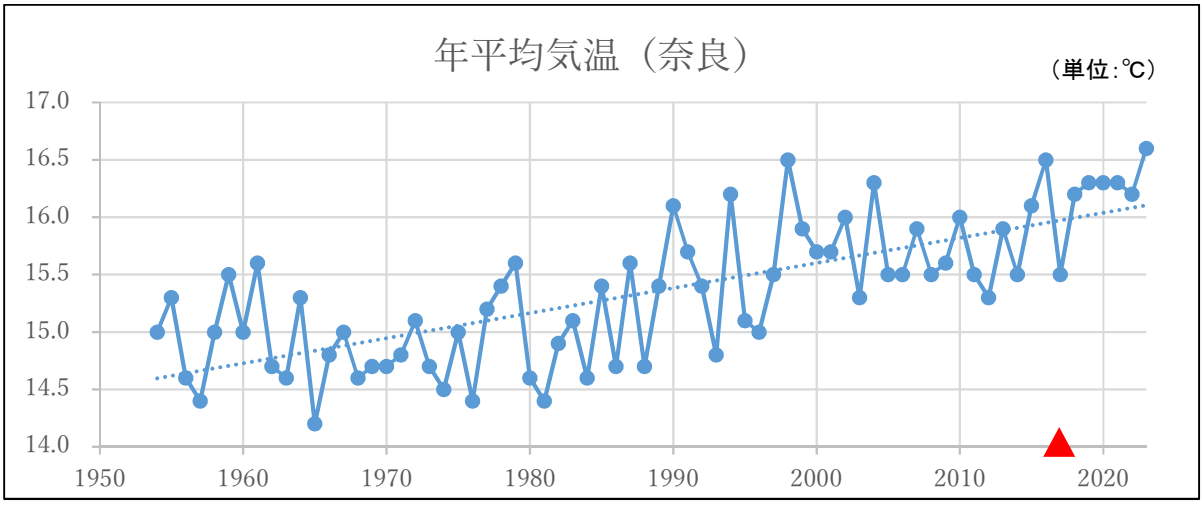
②気象

木津川市は、盆地型の地形のため寒暖の差が見られますが、大きく四季を通じて比較的穏やかな気候となっており、本市に近い奈良地方気象台の観測データによると、一年を通した平均気温は 16.2℃（平成 26 年から令和 5 年の平均）となっています。

また、図表 2-5～2-9 のとおり、年平均気温について、約 50 年前と比較すると、約 1℃上昇しているほか、猛暑日の増加、冬日の減少、桜の開花時期が早くなるなど、身近な場所の観測データからも温暖化が進んでいると言えます。

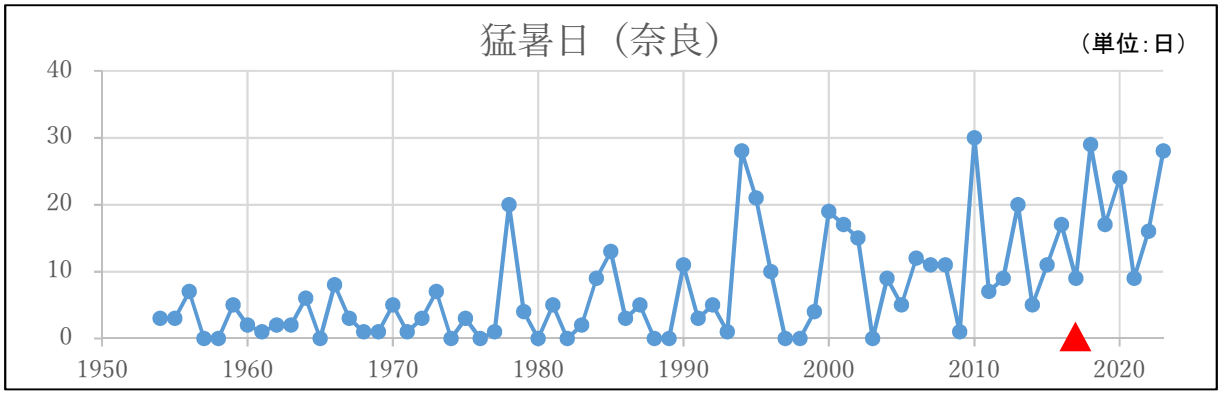
降水量は、年間 1,500mm 程度ですが、夏季に雷雨が発生しやすく、近年、局地的な集中豪雨の発生が多くなっています。

図表 2-5



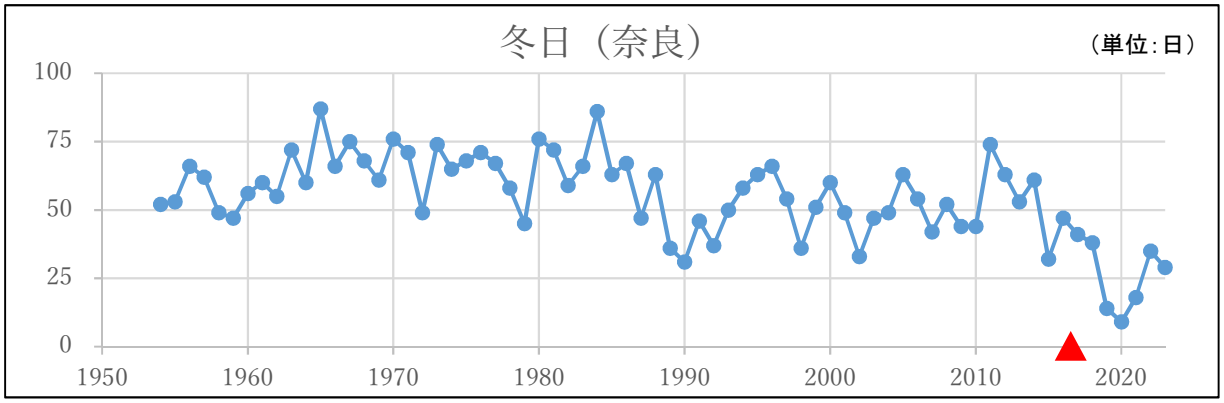
注）横軸上の▲は、観測地点の移転を示す。移転に伴い平年値を補正しているため、移転以前の値は観測値とは異なる。

図表 2-6



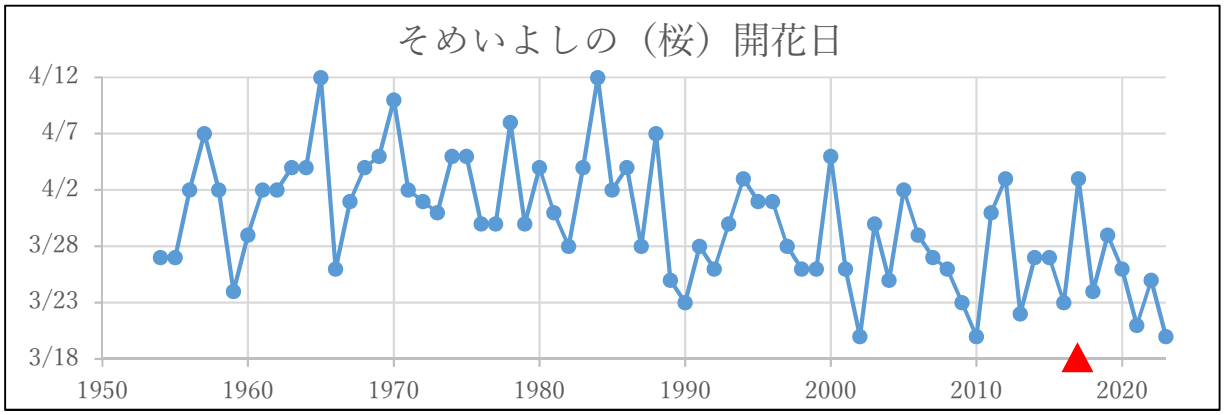
注）横軸上の▲は、観測地点の移転を示す。移転による補正は行っていない。

図表 2-7



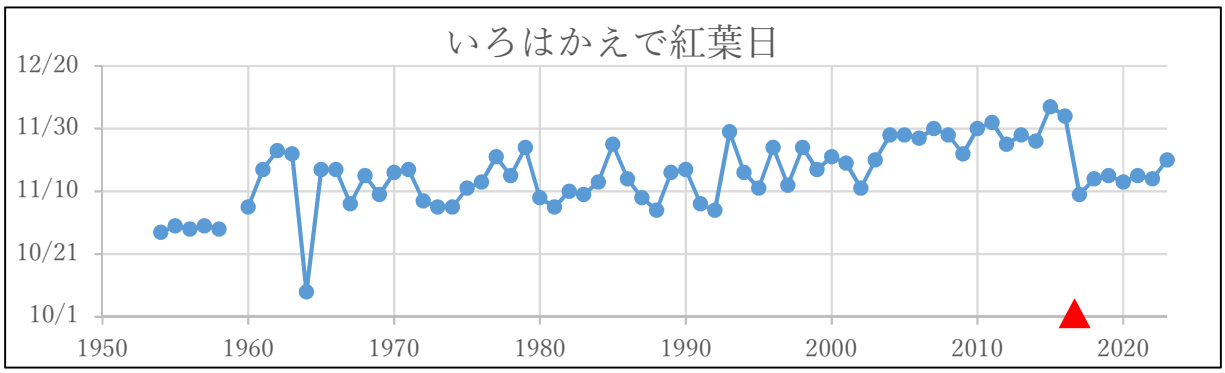
注）横軸上の▲は、観測地点の移転を示す。移転による補正は行っていない。

図表 2-8



注）横軸上の▲は、観測地点の移転を示す。移転による補正は行っていない。

図表 2-9



注）横軸上の▲は、観測地点の移転を示す。移転による補正は行っていない。

出典：奈良地方気象台提供

③河川の水質

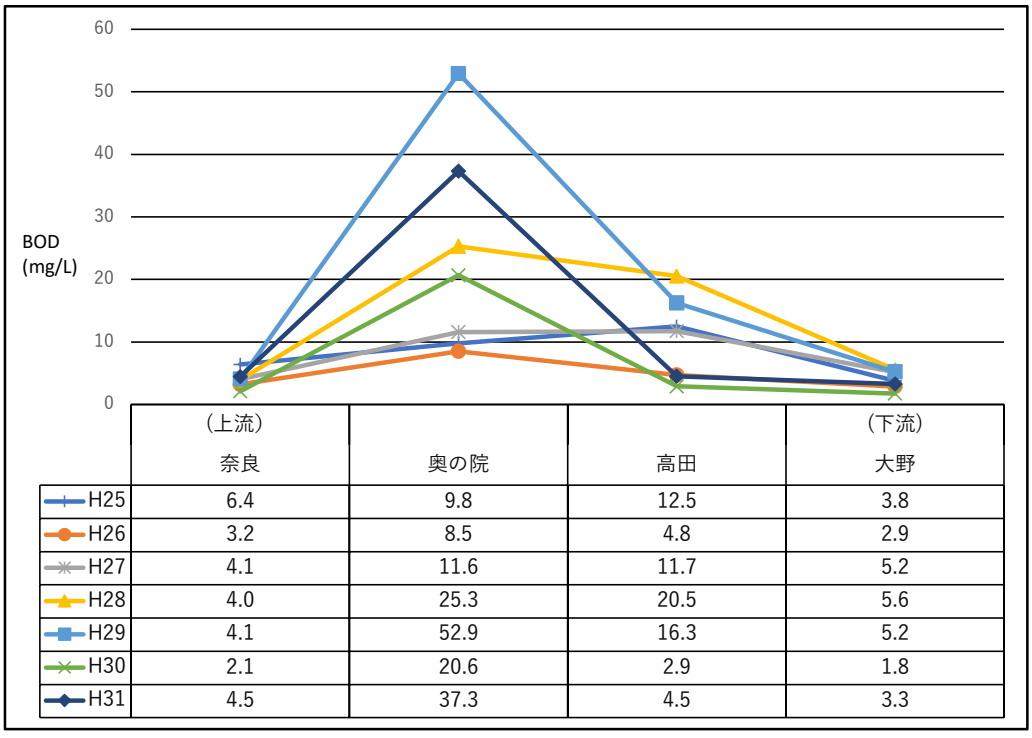
市内を流れる河川の水質状況を確認するため、京都府が行っている木津川の水質調査に加えて、本市の独自調査として、20 河川を対象に毎年、水素イオン指数及び生物化学的酸素要求量（以下、「BOD」という。）に関する調査を実施しています。平成 30 年度の水質調査結果は、20 河川のいずれも D 型類型の環境基準（8mg/L）を満足していました。

なお、奈良県内を源流とする赤田川の上流部において、合併前から水質の悪化が見られ、その改善が課題となっています。徐々に改善がみられるものの、BOD について、E 型類型の環境基準（10mg/L）を超える値が観測されることから、引き続き、奈良県・奈良市に協力を求めるとともに、継続的にモニタリング・監視を行うなどし、水質改善に努めることが必要です。

図表 2-10　市内 20 河川の BOD の状況（年 2 回測定値の平均値）　（単位：mg/L）

	在所川	大井出川	釜ヶ谷川	上津川	井関川	鹿川	山松川	南後背川	渋谷川	山田川	長田桶門	藤木川	小川	反田川	鹿川上流	萩の谷川	橋の川	上狛川	西の口川	大谷川
H25	5.7	1.9	2.1	5.7	2.0	1.7	1.8	6.4	4.5	1.7	2.5	1.5	5.8	6.5	2.0	2.4	3.5	5.4	6.5	1.0
H26	4.0	1.7	1.8	5.2	1.7	1.2	2.5	3.9	5.0	1.5	2.3	1.3	3.7	3.1	1.9	1.9	2.6	3.0	3.7	1.2
H27	5.1	2.0	2.5	6.6	2.0	3.3	2.9	5.3	4.6	2.6	3.5	2.1	5.1	3.3	1.8	2.7	3.1	5.7	9.3	1.3
H28	2.5	1.3	2.5	4.5	1.0	1.1	0.9	2.6	1.0	1.2	2.0	1.2	6.3	3.8	1.6	0.9	6.8	4.6	8.0	0.8
H29	3.4	2.5	1.5	6.9	2.3	1.2	1.6	4.8	2.8	2.3	3.6	3.2	3.5	7.9	2.7	5.0	4.0	6.6	3.9	1.5
H30	3.1	2.1	2.0	4.1	1.7	2.8	2.6	3.4	2.2	1.6	3.1	1.3	3.3	3.6	1.8	1.4	2.7	4.9	4.3	1.6
平均	4.0	1.9	2.1	5.5	1.8	1.9	2.0	4.4	3.3	1.8	2.8	1.7	4.6	4.7	2.0	2.4	3.8	5.0	5.9	1.2

図表 2-11　赤田川の BOD の状況
（H28 までは年 4 回・H29 年度以降年 5 回の測定値の平均値）



	（上流）奈良	奥の院	高田	（下流）大野
H25	6.4	9.8	12.5	3.8
H26	3.2	8.5	4.8	2.9
H27	4.1	11.6	11.7	5.2
H28	4.0	25.3	20.5	5.6
H29	4.1	52.9	16.3	5.2
H30	2.1	20.6	2.9	1.8
H31	4.5	37.3	4.5	3.3

④土地利用

本市の評価総面積は 4,621.3ha で平成 31 年の地目別の土地面積では山林が 1,634.5ha で最も多く、田が 1,009.3ha、宅地が 873.3ha となっています。

平成 25 年からの推移をみると、山林や田、畑が減少しているのに対し、城山台など住宅地の造成により宅地は増加しています。

また、森林面積については、概ね横ばい傾向にあり、森林率は 36.8%となっています。

前述のとおり、田・畑の土地面積については、ほぼ横ばいにも関わらず、第１次産業就業者が減少していることから、耕作放棄地の増加が懸念されるとともに、山林面積は維持されているものの、放置竹林が増加するなど、その管理状況が悪化しており、自然環境面及び防災面からも課題となっています。

図表 2-12　地目別土地面積の推移

（単位：ha）

	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｈ３１
田	1,045.5	1,039.7	1,024.8	1,018.6	1,015.7	1,013.5	1,009.3
畑	691.5	685.7	675.2	668.0	667.5	664.7	663.3
宅地	803.9	813.3	840.1	870.8	871.7	872.9	873.3
池沼	8.0	7.8	6.6	4.4	4.4	4.4	4.4
山林	1,740.0	1,726.1	1,652.3	1,647.4	1,636.1	1,634.0	1,634.5
原野	96.5	95.1	89.8	88.8	89.0	88.4	88.8
雑種地	396.9	394.4	379.0	339.3	343.1	346.5	347.7
評価総面積	4,782.3	4,762.1	4,667.8	4,637.3	4,627.5	4,624.3	4,621.3

資料：木津川市統計書

図表 2-13　森林面積の推移

（単位：km^2）

	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
総面積	85.12	85.13	85.13	85.13	85.13	85.13
森林面積	31.72	31.41	31.41	31.37	31.37	31.33
森林率	37.3	36.9	36.9	36.8	36.8	36.8

資料：京都府統計書

【コラム 2-①】オオタカが舞う豊かな里山

木津川市には、市内のほぼ中心を流れる木津川とそれを囲む田畑、里山が残っています。学研木津北地区では、絶滅危惧種であるオオタカやヤマトサンショウウオが生息する里山地域があります。里山ではその他にもハヤブサやフクロウなどの鳥類、ゲンジボタル、ヘイケボタルなどの昆虫などが確認されています。
田畑でもアマサギやケリなどの野鳥、カエルやメダカ、カブトエビなど水田で見かける生き物も暮しています。木津川市は多様な生き物が生息する生物多様性豊かな地域ということができるでしょう。
その一方で、里山や田畑ではアライグマ、川辺ではコクチバスやアメリカナマズ、ヌートリア、ウシガエル、街中ではセアカゴケグモなど、木津川市内の様々な場所で特定外来種も確認されていて、固有の生物保全に今後も力を注ぐ必要があります。


オオタカ


カスミサンショウウオ


フクロウ

（写真提供：かせやまの森創造社）

【コラム 2-②】木津川の生き物と堤防に残る貴重植物

木津川には、ニゴイ、オイカワ、カワムツ、アユ、スッポンなどの多様な魚類等が見つかっています。
市内の水辺にはアオサギ、オオヨシキリ、イソチドリ、カワセミなどの姿が見られます。
また、木津川市内の木津川堤防83カ所で、絶滅寸前種として指定されている植物が27種類確認されています。（※やましろ里山の会調べ）更に、2007年に発見されるまで、42年間絶滅したとされていたレンリソウも木津川市内で発見されました。その他、カワラサイコ、マキエスズサイコ、キツリネソウ、オオバクサフジなど、京都府レッドデータブックに記載されている植物が木津川市内で確認されてており、木津川の堤防は、植物相でも貴重な生態系が残っているといえます。
一方で、堤防の改修や気候変動により、木津川の生態系が徐々に劣化してきており、これらの植物が消えていく危機にあるともいえます。


イカルチドリ


オイカワ


スッポン

（写真提供：藤本きりえ氏、木津川管内河川レンジャー福井波恵氏）

⑤電気・都市ガスの使用量及び再生可能エネルギー（太陽光発電）等の導入状況

本市の電灯・電力の需要状況は、減少傾向が見られ、平成 27 年度時点で 161,973MW h となっています。また平成 30 年度には市内防犯灯の LED 化により節電や CO_2 の削減を図りました。

また、都市ガスの需要状況は平成 30 年度末時点で 1,240 万 m^3 です。

その一方で、本市の家庭向け太陽光発電設備の補助制度の活用状況について、平成 29 年度の補助金制度開始から平成 31 年度までの年間平均申請数が約 49 件となっており、京都府下の同規模他市と比較して導入が進んでいますが、世帯数全体からみれば約 0.5%の補助制度の利用にとどまっています。

また、エネファーム(家庭用燃料電池コージェネレーションシステム)は全国で大きく普及しており、本市においても、取り入れている家庭が増加しています。

また、平成 30 年 9 月に供用を開始した環境の森センター・きづがわ（運営主体：木津川市精華町環境施設組合）では、ごみを焼却した際に発生する熱を利用した発電設備を備えており、令和元年度の発電電力量は 6,560MWh で、そのうち余剰電力量 3,021MWh については、今後、公共施設等の余剰電力の活用を図り、電力の地産地消を推進することも必要です。

図表 2-14　電灯・電力の需要状況　（単位：MWh）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
電灯	149,589	150,290	152,141	164,172	159,789	158,019	157,423	151,134	149,114
電力	18,524	17,139	16,210	16,323	15,427	14,845	14,994	13,714	12,859
合計	168,113	167,429	168,351	180,495	175,216	172,864	172,417	164,849	161,973

※MWh未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。　資料：木津川市統計書

※特定規模需要を除く。なお、電灯には街路灯の他、家庭・商店・事務所・飲食店などで使用する照明電気機器、小型機器で使用する電気需要を含む。

※H28年度から電力自由化により、関西電力(株)からのデータ提供休止。

図表 2-15　都市ガスの供給状況　(単位：戸、万m^3)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
需要戸数（家庭用）	10,867	11,059	11,250	11,417	11,561	11,702	11,909	12,348	12,772	12,472	12,104
需要戸数（それ以外）	216	214	220	220	221	224	234	230	236	236	241
需要戸数（合計）	11,083	11,273	11,470	11,637	11,782	11,926	12,143	12,578	13,008	12,708	12,345
需要量（家庭用）	607	621	642	646	652	639	643	627	652	689	632
需要量（それ以外）	487	454	446	397	332	341	308	480	653	643	608
需要量（合計）	1,094	1,075	1,088	1,043	984	980	951	1,107	1,305	1,332	1,241

資料：木津川市統計書

図表 2-16　太陽光発電・蓄電設備補助金交付状況

	H29	H30	R元	計
件数	29	28	91	148

⑥公共交通の状況

鉄道網は JR 関西本線、JR 奈良線、JR 片町線、近鉄京都線の 4 路線が通っており、JR 木津駅の他、JR 加茂駅、JR 上狛駅、JR 棚倉駅、JR 西木津駅、近鉄山田川駅、近鉄木津川台駅が市内にあるほか、市域に隣接する奈良市内の近鉄高の原駅が最寄り駅として利用されています。

一般生活バスとしては、奈良交通により路線バスが運行されていますが、路線バスを補

完し交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティバスを 14 路線運行（令和 2 年 4 月 1 日時点）しています。

CO_2 の排出量を下げ、環境負荷を低減する上で、公共交通の活用は有効であることから、更に公共交通の利用促進が必要です。

⑦廃棄物の排出量

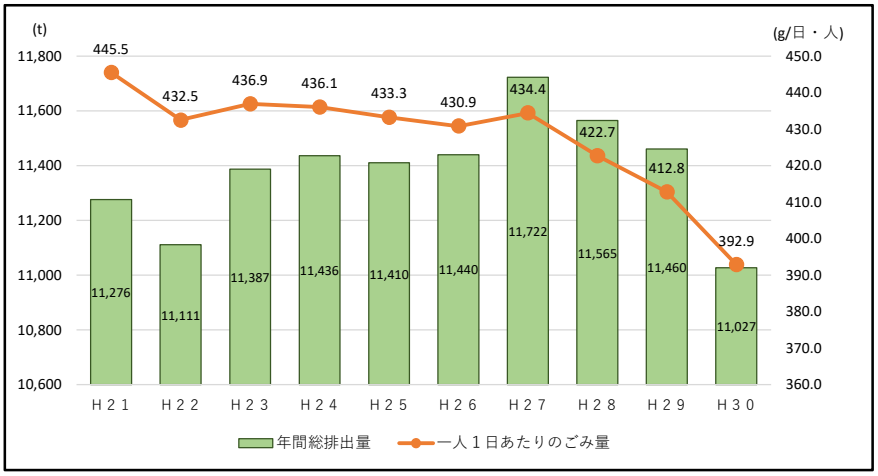
平成 25 年 1 月に策定した木津川市ごみ減量化推進計画(通称：もったいないプラン)に基づき、廃棄物の減量等の対策を進めています。更なる家庭系可燃ごみの減量を進めるため、平成 30 年 10 月 1 日から家庭系可燃ごみ有料袋制度を導入しました。

導入後、ごみの減量が見られますが、令和元年 12 月に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、在宅の機会が増えることで、家庭系可燃ごみが増加するなど、その影響がみられます。

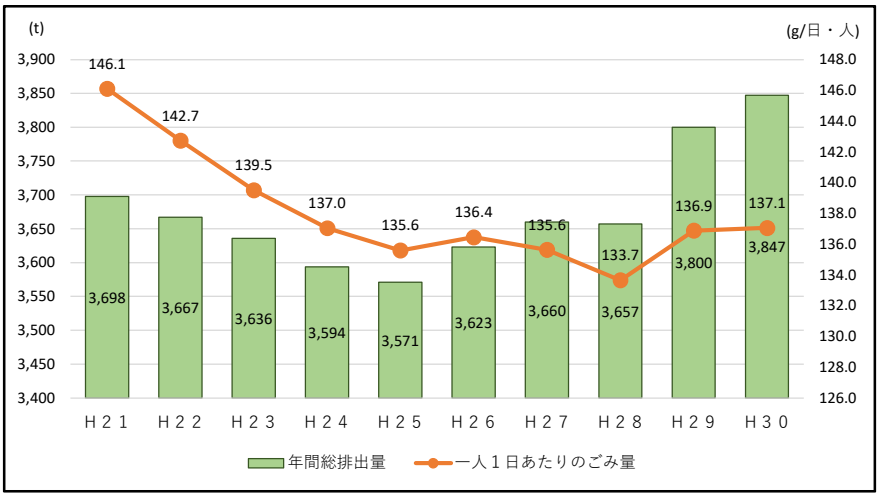
引き続き、家庭系可燃ごみ有料指定袋の手数料収入益を活用し、市民との協働や政策統合によるごみ減量に向けた取り組みが必要です。

また、ペットボトルなど、可燃ごみ以外のごみについても、２R の視点にもとづき、ごみ排出量削減対策・リサイクル率の向上に努めることが必要です。

図表 2-17　家庭系可燃ごみの排出量の推移



図表 2-18　家庭系不燃ごみの排出量の推移



⑧し尿処理状況

本市のし尿の処理状況は図表 2-19 のとおりです。平成 30 年度末の水洗化人口（公共下水道、流域下水道及び合併処理浄化槽）は、72,192 人で、水洗化率は 93.1%です。

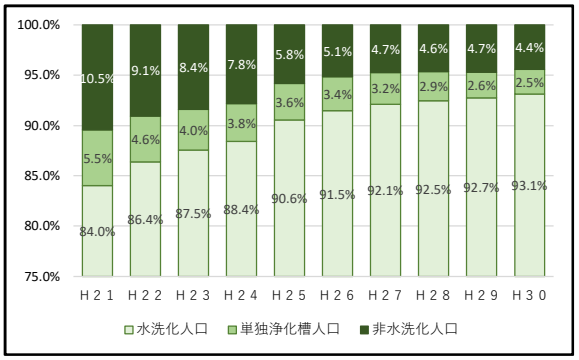
公共水域の保全を図る上で、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や下水道が整備された区域において、速やかな下水道への切り替えが課題となっています。

図表 2-19　し尿処理の状況

（単位：人）

	計画処理区域内人口	水洗化人口				非水洗化人口			単独処理浄化槽
			流域下水道	公共下水道	合併浄化槽人口		し尿収集人口	自家処理人口	
H21	69,789	58,646	41,845	11,947	4,854	7,298	7,244	54	3,845
H22	70,788	61,148	44,393	11,870	4,885	6,417	6,379	38	3,223
H23	71,524	62,613	45,957	11,755	4,901	6,018	5,988	30	2,893
H24	72,114	63,750	47,266	11,637	4,847	5,639	5,614	25	2,725
H25	72,359	65,535	49,142	11,581	4,812	4,222	4,200	22	2,602
H26	73,319	67,055	50,865	11,428	4,762	3,769	3,749	20	2,495
H27	74,561	68,683	52,696	11,243	4,744	3,529	3,511	18	2,349
H28	75,555	69,868	54,174	11,046	4,648	3,508	3,492	16	2,179
H29	76,447	70,890	55,455	10,895	4,540	3,592	3,578	14	1,965
H30	77,532	72,192	56,940	10,770	4,482	3,425	3,411	14	1,915

図表 2-20　水洗化人口等の割合



⑨公害等の苦情件数

本市の大気汚染などの公害苦情件数は、図表 2-21 のとおりです。

苦情の多くは、不法投棄に関するものです。特に不法投棄が頻繁に発生する場所に監視カメラを設置して不法投棄の抑止対策を行うことや、特に悪質な事案等に対しては、木津警察署と連携して対応し、その解決に努めています。

また、住宅地等の空き地の管理状態が悪く、草が繁茂することにより、生活環境を阻害される事案も発生しており、空き地の適正管理についても課題となっています。

図表 2-21　公害苦情件数の状況

（単位：件）

	総数	公害苦情の種類							
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	不法投棄	その他
H21	69	0	2	0	2	0	3	62	0
H22	123	1	2	0	0	0	1	119	0
H23	243	1	4	0	0	0	1	237	0
H24	185	2	4	0	3	1	2	166	0
H25	148	2	1	0	7	0	2	136	0
H26	194	1	0	0	0	0	2	190	1
H27	190	2	1	0	13	0	1	172	1
H28	137	1	1	0	9	0	3	123	0
H29	239	7	7	0	9	0	7	209	0
H30	170	12	8	0	10	0	4	135	1

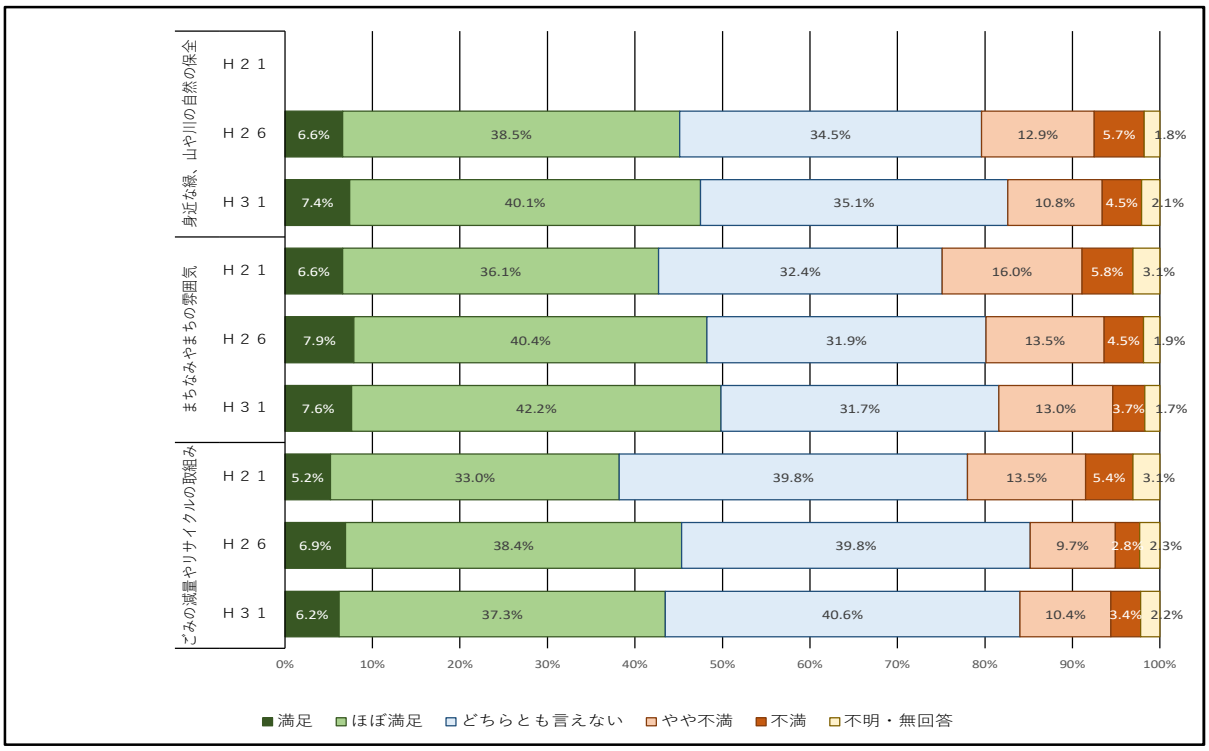
資料：木津川市統計書

(3)アンケート調査等の結果について

①総合計画の市民アンケート調査結果から見た環境分野の満足度

本市の総合計画策定時（第 1 次計画(H21)、第 1 次計画中間見直(H26)、第 2 次計画(H31)）に行った市民アンケートのうち、環境分野に関連する 3 つの項目の満足度の推移は、図表 2-22 のとおりです。いずれの項目の満足度も増加傾向が見られますが、満足とほぼ満足の割合の合計が 50%に達していないことから、引き続き、環境施策の総合的な取り組みが求められています。

図表 2-22　総合計画の市民アンケート調査結果



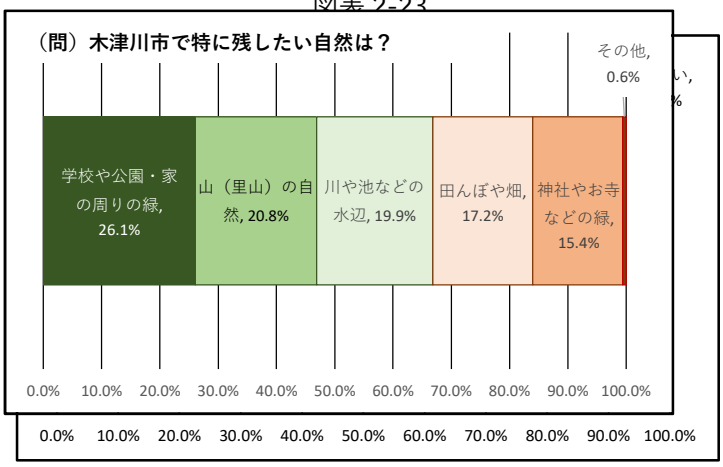
②小学生アンケート調査結果から見た大切にしたい環境

本計画の策定にあたり、本市の将来を担う子どもたちが大切にしたいと思う環境についてどのように思っているのかを把握するために、すべての市立小学校の 6 年生を対象にアンケート調査（回答数 946 人、回収率 95.3%）を行いました。

調査項目のうち、家の周りの緑・自然が多いと思うかどうかという問いに関して、図表 2-23 のとおり、「多い」と「どちらかといえば多い」と答えた割合の合計は約 55%でした。

特に守りたい自然としては、「学校や公園・家の回りの緑」（26.1%）で、次いで「山（里山）の自然」（20.8%）、「川や

図表 2-24
図表 2-23



池などの水辺」（19.9%）となりました。また、５つの項目すべてを選択した児童は全体の約２割を占めています。

アンケート調査を通して、子どもたちにとっても本市の自然環境を大切に守ることが必要であると考えていることや地球温暖化などについても関心があることがわかりました。その一方で、学校の授業や行事以外で自然に触れ合う機会が少ないようです。身近な公園・神社などで自然環境に触れたりするなどの体験を増やすことで、実感を持って、環境に関心を持ち自然を大切にする気持ちを高める取り組みが必要です。

また、家庭でのごみを減らす工夫を自由記述してもらったところ、約８割の児童において、家庭でごみを減らす工夫を記述しており、ごみ減量やリサイクルについても意識が高いことが伺えます。

③環境等活動を行っている NPO 等に対するアンケート結果概要

市内の NPO 団体等のうち、環境分野の活動をされている団体に対して、活動内容や本市の環境・環境に対する取り組みなどについて、アンケート調査（回答数57団体、回収率85.1%）を行いました。活動団体の構成に関しては、各団体の活動人数については、11～50 人と回答のあった団体が約 4 割と最も多く、10 人以下の比較的小規模な団体が約 2 割で、活動団体の年齢構成をみると 60 歳代以上が約 8 割でした。主な活動内容は“環境美化”で、“地域活性化”や“生きがいづくり”にも寄与しているという結果でした。

木津川市の環境に関して、地球温暖化対策の状況など 21 項目について、10 年前と比べて、どのように感じているかという質問に対して、「大変良くなった」と「やや良くなった」の割合が高い項目としては、“ごみ処理の適正処理”、“ごみの排出量の削減推進”、“ごみの再利用・再資源化の推進”でした。逆に「大変悪くなった」と「やや悪くなった」の割合が高い項目としては、“農地など田園環境の保全”、“生き物の種類の多さ・多様性”、“山林や緑の豊かさ”という結果でした。

また、具体的な変化に関する自由記述では、「豪雨や台風が頻発するようになった」、「大規模開発で森林が減った」「蛍を見かけなくなった」などの意見があげられました。

第１次計画に際しての同様のアンケートと比較し、ごみの排出量の削減などごみ対策や省エネの推進などの地球温暖化対策に対する評価が良くなっていますが、自然環境に対する現状や対策についての評価は、ほぼ前回と同様であるという結果でした。

環境に関する取り組みを推進するため、環境団体・市民と本市との情報交換や協働を目的とした、パートナーシップ会議の有効性についての問に対して、約６割の団体が有効とし、残りの約４割はどちらとも言えないとの結果でした。なお、全体の約１割において、パートナーシップ会議を設立した場合、会員数が少ない又は会員の高齢化などにより、協力できないという結果でした。

各活動団体の状況を踏まえて、情報共有し、互いに活動を補完しあうことで相乗効果を生み出すようなネットワークの形成と活動団体への支援の推進が課題となっています。

２　木津川市が目指すまちの将来像と環境分野における重要視点

(1) 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の考え方の活用

私たちの経済・社会は、豊かな環境を基礎として成立しているものの、一人ひとりのライフスタイルの変化や事業者の経済活動は、地球環境に大きな負荷をかけており、地球規模での気候変動から身近な環境問題として、あらわになり、私たちの生活にも様々な影響が生じてきて

います。

このため、国際社会の共通目標であるＳＤＧｓで示されている、“誰一人取り残さない”、“経済、社会及び環境の課題の同時解決”、“すべてのステークホルダーの参画・連携”という視点に基づき、持続可能性の実現に向けた取り組みが求められています。

また、環境施策の推進に際しては、市民、市民団体、事業者などあらゆる主体が環境に対して、それぞれが環境施策を実践する主体者として意識し、自らの責任を自覚して、次世代に豊かな環境を継承できる持続可能なまちを目指して、環境負荷の低減に取り組むことが重要です。

ＳＤＧｓは、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成されていますが、特に環境面に関しては、環境省が示すように、13 のゴールが直接、関連しています。

今後取り組む環境施策が更にＳＤＧｓの達成につながるよう、本計画では、環境に関連する 13 のゴールとの関連性を示し、ＳＤＧｓの視点である多様な主体との連携や、環境のみならず多分野での成果も同時に得られるよう、環境施策を実践することとします。

図表 2-25

次の図は、SDGsの 17 のゴールをケーキの頂点に例えて、その下にある 3 つの階層「経済圏」「社会圏」「生物圏」に分類したものです。



(出典) Stockholm Resilience Centre

持続可能な開発目標（SDGs）17 ゴールのうち、アンダーライン部分は、環境省が示す、少なくとも直接的に環境に関連している１３のゴールです。

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障
3. 健康・福祉
4. 万人への質の高い教育、生涯学習
5. ジェンダー平等
6. 水・衛生の利用可能性
7. エネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靭なインフラ、工業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等の是正
11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

(2) 木津川市がめざすまちの将来像

木津川市の第２次総合計画は、2019（令和元）年度から 2028（令和 10）年度までの 10 年間を計画期間とし、豊かな未来に向けて、子どもの笑顔があふれ、子どもを大切にすることであらゆる世代の市民がいきいきと耀いて暮らせる、「子どもの笑顔が未来に続く　幸せ実感都市　木津川」を将来像に掲げて、持続可能なまちづくりをめざしています。

この総合計画において、環境分野に関しては、次の３つを主要施策の項目として示しています。

まちの将来像
子どもの笑顔が未来に続く　幸せ実感都市　木津川

自然･環境分野における主要施策の項目

〇地球環境保全
〇環境美化
〇循環型社会

(3) 木津川市が大切にする環境分野における重要視点

本市の将来像の実現に向けて、環境施策を積極的に推進することで、豊かな環境を次世代に継承すると同時に、将来像からイメージされる“幸せが実感される住みやすさ”・“新しい価値・魅力の創造”・“地域の元気”が実感できるよう、豊かな自然環境を基礎に育まれた古代からの歴史・文化に根ざしたまちの風土を大切にし、持続可能性を備えた循環共生型の「環境都市」の形成を目指します。

そこで、次に示す 3 つを重要視点として、環境施策を展開します。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実現の視点

ＳＤＧｓ実現のためには、複数の課題を統合的に解決していく視点が重要です。そのため、特定の環境分野に関する課題を直接的に解決することに主眼をおくのではなく、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に連関しあうことを意識した施策展開を図り、環境・経済・社会の統合的向上を図ることとします。

循環・共生・多様性の視点

本市は、関西文化学術研究都市などの都市整備によるまちづくりが進む一方で、森林・農地などの豊かな自然を有した集落地域があります。多様な主体による協働の取り組みや“もったいない”の精神や多様な自然と共生する昔からの知恵・伝統を、都市と農山村が持つ多様なポテンシャルを最大限に活かし、地域の活力が更に増進できる可能性を持っています。

地域経済の活性化を図りつつ、自然と共生する知恵・価値観を踏まえ、再生可能エネルギーや情報通信の技術などの優れた技術を活用しながら、環境への負荷を最小限にとどめて、循環共生型の社会を目指すこととします。

市民一人ひとりを大切にする視点

本市の人口推計から令和 15 年までは、ニュータウンを中心に人口が増加するものの、その後、人口減少に転じる見込みです。また、旧市街地や集落地域においては、既に少子高齢化が進むなど、地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、ライフスタイルや価値観も多様化が進み、人と人とのつながりの希薄化が懸念されます。このような状況の下、市民一人ひとりを大切にして、行政、学校、企業、住民、自治会、ＮＰＯ等の多様・多角的な視点を持った主体とのパートナーシップの充実・強化を目指すこととします。

3　木津川市の環境の保全と創造に関する基本理念と環境未来像

近年の環境問題の原因は、環境、経済、社会のそれぞれの側面が複雑に関わっています。

環境問題を解決し、環境の保全と創造を図り、持続可能な社会を実現するために、環境面、経済面、社会面を統合的に向上させて、現代の私たちの様々なニーズを満たしつつ、次世代に健全で恵み豊かな環境を継承していくための環境施策の展開を図ることが大切です。もはや環境保全を犠牲にした経済・社会の発展も、経済・社会を犠牲にした環境保全も成立し得ないことを改めて認識することが求められています。

本市に住む私たちは、古来より、森林や川などの豊かな自然に対する畏敬の念を持ち、自然に対し、順応・共生する知恵や自然観を培ってきました。

このような伝統も大切にし、関西文化学術研究都市の中核都市の利点を活かして最先端の科学技術も活用しながら、地域経済の成長を図りつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」と地域に残っている貴重な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図ります。

本市が目指す持続可能な循環共生型の環境都市とは、自然の恵みが継承され、食料やモノ、エネルギーなどが将来にわたって確保されるとともに、人々の暮らしも楽しく、健康的なものでありつづける都市です。

そのためには、自らが消費しているモノ・エネルギー、そしてごみとして捨てられている廃棄物などに目を向けて、そのライフスタイルや事業活動が持続可能性につながっているかどうか、考えて行動することが必要です。

さらには、将来にわたり、本市に住むことに魅力を感じ、次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる地域づくりへ貢献していくことも重要となります。持続可能な循環共生型の環境都市の実現に向けた取り組みを進めることで、結果として、気候変動の緩和や生物多様性の保全、資源の循環、そして世界が抱える環境問題の解決が図られることを認識し、豊かな環境が保全・創造された未来に向けて、課題解決を図ります。

図表 2-26



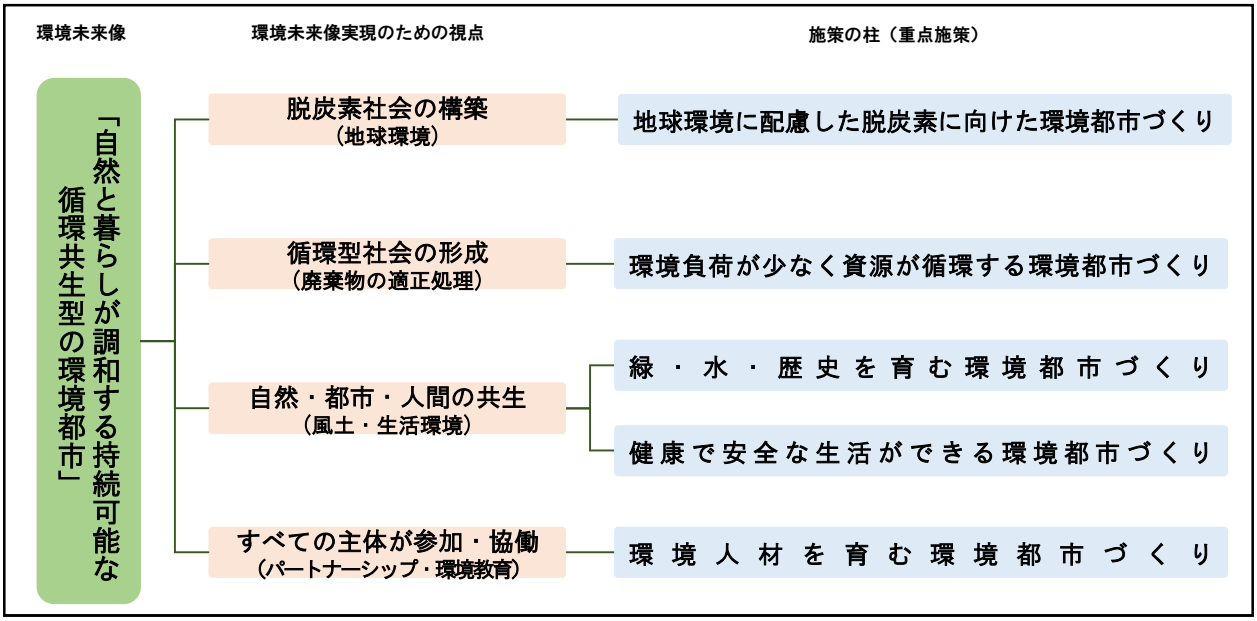
第３章　環境未来像を実現するための重点施策

１　環境未来像を実現するための柱と方針

環境未来像「自然と暮らしが調和する持続可能な循環共生型の環境都市」を実現するための視点に基づき、図表 2 - 27 に示す５つの重点施策を柱として、具体の環境施策に取り組むこととします。

なお、環境施策の推進にあたり、市民・事業者・行政それぞれが主体の役割を認識し、各主体の連携・協働を充実・強化し、SDG s の考え方に基づき、各部門の横断的・総合的な対策が講じられるよう、取り組むこととします。

図表 2-27 計画の推進体系



２　環境施策の推進に際しての留意点

環境施策の推進に際しては、国の第５次環境基本計画に示されている環境政策の原則を踏まえて、次の点について留意して進めるものとします。また、環境施策の実践に際しては、科学的知見や客観的事実を基礎とし、多様なステークホルダーとのコミュニケーションに努めて取り組むものとします。

①環境効率

環境施策の取り組みについて、一面だけに注目して取り組むと、近世の錬金術師のようになりかねません。自然科学の原則に基づき、短絡的な環境施策が化石燃料消費の総和の増大につながらないよう留意して、モノの生産やサービスの提供から生じる環境負荷を減らすことにより、我々が生み出す豊かさ、経済の付加価値が拡大しても環境負荷の増大につながらないように考慮することとします。

②リスク評価・予防的取り組みの考え方

環境問題は、様々な要素が複雑に関係していることもあり、新たな事象に対して科学的

な不確実性を伴っている場合があります。例えば、地球の気候変動や温暖化に関して、二酸化炭素などの温室効果ガスの影響を否定的に捉える意見もありますが、多くの観測データなどに基づく現在の科学的知見から、温室効果ガスの削減が地球の気候変動・温暖化の環境リスクを低減する上で重要です。この対策を実施しないと、更に地球の気候変動・温暖化が進み、自然災害や生活への影響が、長期にわたって極めて深刻になることが予測されます。

本市が取り組む環境問題に対して、その時点で利用可能な科学的知見に基づいて、問題となる事象の環境リスクを評価し、環境リスクの許容量を踏まえて、予防的な取り組みの考え方も活用し、その対策実施の必要性や緊急性・優先順位を判断して、環境施策を検討し、実施することとします。

③汚染者負担の原則・拡大生産者責任の考え方

環境施策、とりわけ事故等により発生する環境汚染の対策・防止にあたっては、汚染者原則の考えに基づき、それぞれの主体に対して、安全性や環境面にも配慮した行動を促していくこととします。

また、廃棄物対策などにおいては、拡大生産者責任の考え方に基づき、製品の生産者にその製品の設計から使用後までのライフサイクルにおいて、一定の責任を求めるものとします。

④環境施策の継続性

環境問題の解決にあたり、不法投棄など緊急に解決すべき事象も多くありますが、環境問題は、市民のライフスタイルや事業者の経済活動などの見直しなどを含め、継続して実施することも重要です。環境施策の実施にあたっては、その継続性による効果などを踏まえることとします。

3　重点施策

(1) 地球環境に配慮した脱炭素に向けた環境都市づくり（地球環境）

現在、私たちの生活や経済活動は、地球環境に大きな負荷となっており、地球規模での気候変動、温暖化、海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失などの様々な形で地球環境の危機をもたらしています。

個々の環境問題がそれぞれ関連すると同時に、経済・社会活動にも大きな影響を与えており、世界的な課題であると同時に、私たちの身近な生活とも密接に関係する課題として認識することが求められています。

特に気候変動に関しては、非常事態と言っても過言ではないような危機的状況であることを踏まえ、脱炭素型の環境都市に向けて、環境施策の展開を図ります。

〇SDGｓの主なゴール



〇管理指標

・木津川市の公共施設から排出される温室効果ガス量【木津川市地球温暖化対策実行計画】
（基準年度・数値）2013 年度 7,378 t-CO2 ⇒（目標年度・数値）2030 年度 3,689 t-CO2
（現状年度・数値）2019 年度 5,744 t-CO2

・固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入率
（現状年度・数値）2019 年度 17.7% ⇒（目標年度・数値）2030 年度 ↑

・エコ生活応援補助金（太陽光発電・蓄電設備）の交付件数
（現状年度・数値）2019 年度 49 件 ⇒（目標年度・数値）2030 年度 ↑

①科学的知見の啓発

地球環境に問題解決には、最新の科学的知見に基づく対策が不可欠です。インターネットやSNS による根拠のない情報に惑わされることなく、適切に環境対策を実行するよう、市民・事業者に対して、情報を発信・提供して、啓発活動に取り組みます。

②脱炭素社会の実現に向けた取り組み

〇行政による率先的な取り組みの推進

脱炭素社会に向けて、各地の地方自治体において、取り組みが進んできています。本市においても、環境省の目標とする 2050（令和 32）年までに“二酸化炭素排出実質ゼロ”いわゆる“ゼロカーボンシティ”の実現を目指して、取り組みを進めます。

具体的には、国の地球温暖化対策計画や本市の事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減に関する実行計画（事務事業編）に基づき、自ら率先的に取り組み、市民・事業者の模範となるよう、実効性のある二酸化炭素の排出削減に努めます。

また、実行計画（区域施策編）の策定に取り組み、環境省で公表されている自治体排出カルテなどの温室効果ガス排出量のインベントリ・推計ツールなどを活用して、ゼロカーボンシティに向けた取り組み状況の見える化を図り、市民・事業者とのコミュニケーション・連携に努

め脱炭素化の取り組みを進めます。

○CO_2をはじめとする温室効果ガスの削減対策

・省エネルギーの推進

温室効果ガスの発生源でもある化石燃料を原材料としたモノ・電力の使用を極力控えることが大切です。市民・事業者等と協力して、省エネルギーを推進し、CO_2の削減を進めます。

省エネルギーの推進するためには、市民一人ひとりのライフスタイルの変革意識が大変重要です。行動科学の考え方を取り入れて、環境配慮行動を促進する環境教育・学習に取り組みます。

また、省エネ性能に優れた設備や住宅などの普及促進を図るとともに、市の公共施設の改修・整備に際して、ネット・ゼロ・エネルギー化に向けた取り組みを進めます。

・再生可能エネルギーの普及促進

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを利用した発電設備の導入が進んでいます。今後、新たな技術開発が進み、高効率かつ経済的な発電設備が期待できます。また、水素エネルギーなど再生可能エネルギーと同様にCO_2の排出削減を踏まえた技術が実用化され、これらの活用も期待されます。

化石燃料や原子力に頼ることのない脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの活用を図ります。ただし、大規模な太陽光発電などの再生可能エネルギー設備については、自然環境の破壊やそれにともなう水害・土砂災害など発生が懸念されることから、その立地場所について制限を行うとともに、利害関係者とのリスクコミュニケーションに配慮した取り組みを進めます。

・地産地消の推進

農作物の地産地消の取り組みを推進します。

また、再生可能エネルギーと電気自動車等との蓄電池の組み合わせや、環境の森センター・きづがわのごみ発電などの地域で未利用の地産エネルギーの有効活用により、地域の再生可能エネルギー自給率の向上と防災性を強化し、脱炭素型の都市づくりを進めます。

・交通システムの利用促進

鉄道・バス・タクシーなどの公共交通機関の利用促進を図り、環境負荷の低減を推進します。

公用車やマイカーの利用にあたり、エコドライブやエコカー導入を促進するための取り組みを推進します。

また、身近な交通手段である自転車は環境負荷の低減や災害時の交通機能を確保するための手段としても有効であることから、その利用促進を図るための取り組みを推進します。

・デジタルツールの活用

人工知能（AI）を活用したICT技術の開発が進み、その実用化が始まっています。これらのデジタルツールを有効に活用することで、市民の生活環境の向上と環境負荷の低減につながることが期待されます。本市は、関西文化学術研究都市による宅地開発が進む一方で中山間地域において高齢化が進む集落が存することから、デジタルツールを活用し、環境負荷の低減と持

続可能な地域づくりが両立する環境配慮型コンパクトシティの取り組みを検討します。

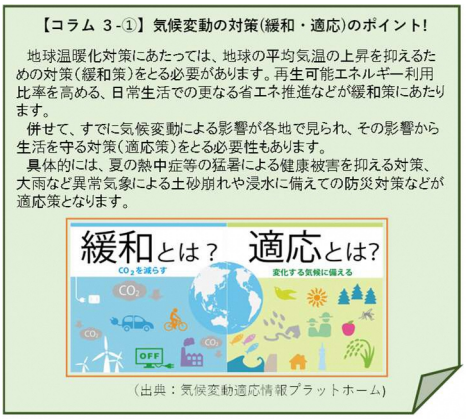
○森林等の吸収源を活用した取り組み

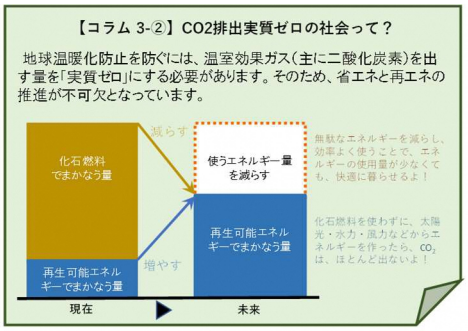
本市は周囲を豊かな森林に囲まれていますが、近年、放置竹林の拡大が進むなど、山の荒廃による、森林が持つ保水能力の低下や生態系の変化などが懸念されます。また、農地についても耕作放棄地が増加傾向にあります。

また、森林・農地等は CO_2 を吸収する効果があることから、森林の整備・保全によるバイオマスの活用・里山再生や、農地等の適切な管理、都市緑化などを進めることで、CO_2 削減や温暖化対策と本市の活性化を推進します。

【主な取り組み】

・地球温暖化防止・温室効果ガス削減の普及啓発
・COOL　CHOICEの普及啓発
・クールビズ・ウォームビズの普及啓発
・市民向けエコ生活応援補助金（太陽光発電・蓄電池、雨水タンク）の活用
・公共施設における節電・断熱対策や、温室効果ガス排出係数の低い電力の購入などによる温室効果ガスの抑制
・公共施設へのグリーンカーテンの設置
・地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・利用の促進
・エコドライブやエコカー・カーシェアリングの普及促進
・地域公共交通事業者と連携した公共交通機関の利用促進
・ゾーン30など歩行者が安心して歩ける環境整備の推進
・気候変動に対応できる防災体制の構築と市民への周知
・熱中症対策の啓発
・農地や森林などの整備保全・適正管理の推進
・緑地の計画的な整備　など







(2) 環境負荷が少なく資源が循環する環境都市づくり（廃棄物の適正処理）

限りある天然資源を使い、大量生産・大量消費・大量廃棄するという、これまでの私たちのライフスタイルや社会経済活動は、天然資源の枯渇という直接的な課題だけでなく、生態系を含む地球の自然環境のバランスを失うなど、様々な問題を引き起こしています。

廃棄物・リサイクル対策を進め、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」として定義される循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制、循環的な利用・処分を進めることが求められています。

本市では、2018（平成30）年10月から家庭系可燃ごみの有料袋制度を導入するなどして、市民一人ひとりのライフサイクルの見直しを促す取り組みを進め、ごみ処理量の減少に努めてきました。

今後、持続可能な循環型社会を更に進めるために、私たちがどれだけ資源を消費し、廃棄しているのか、またそれぞれの過程でCO_2などの温室効果ガスが排出されていることを常に意識をして、ごみの発生抑制・再使用・再生利用、特に２Ｒ（発生抑制・再使用）を推進することで、資源効率性の向上と脱炭素化を図ります。

また、循環型社会の形成を図るためには、環境・経済・社会の側面から取り組むことが必要となることから、市民・事業者・行政に加えて環境活動団体との連携を更に進めるとともに、各主体の活動を支援します。

〇SDGｓの主なゴール



〇管理指標

・家庭系可燃ごみの一人１日あたりの排出量 【木津川市ごみ減量化推進計画】
（基準年度・数値）2009 年度 460.5g ⇒（目標年度・数値）2025 年度 326.0g
（現状年度・数値）2019 年度 385.5g

・家庭系可燃ごみに混入した手付かず食品の重量（食品ロス削減量）
（基準年度・数値）2015 年度 21.4g ⇒（目標年度・数値）2025 年度 4.3g
（現状年度・数値）2019 年度 32.5g

・家庭系可燃ごみに混入したビニール・プラスチック容器包装・ペットボトルの排出量
（基準年度・数値）2015 年度 23.7g ⇒（目標年度・数値）2025 年度 0g
（現状年度・数値）2019 年度 26.5g

・エコ生活応援補助金（バイオ式生ごみ処理容器）の交付件数
（現状年度・数値）2019 年度 14 件 ⇒（目標年度・数値）2030 年度 ↑

・ダンボールコンポスト講習会の参加者数
（現状年度・数値）2019 年度 227 人 ⇒（目標年度・数値）2025 年度 540 人

・一般廃棄物（事業系草・剪定枝除く）のリサイクル率
（現状年度・数値）2019 年度 24.2% ⇒（目標年度・数値）2030 年度 ↑

①廃棄物減量の推進

〇2R(リデュース、リユース)の取り組み

環境保全の視点から循環型社会の形成を推進することがより重要となっています。廃棄物の削減については、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みによることを基本に進めることが必要ですが、不要なものは買わず、様々な資源やエネルギーを利用して生産された製品を繰り返し使うことで、ごみを発生させない2R（リデュース、リユース）の取り組みに重点を置いて、ライフスタイルや事業スタイルの転換を促して、さらなるごみの減量を推進します。

〇可燃ごみの減量対策

家庭系可燃ごみに含まれている組成調査を実施した結果、本市においては、生ごみや古紙類などが多く含まれていることがわかりました。

生ごみの中には、手付かず食品・食べ残しなど、いわゆる「食品ロス」があります。市民のみなさんから、食品ロス削減のアイデアを募集するなどして、身近に取り入れることができる対策の紹介や子ども食堂・フードドライブ等の活動を推進・支援するなど、食品ロスの削減に取り組みます。

また、事業者や飲食店とも連携して、食べ残しゼロを目指す運動や食品廃棄物の適正処分の徹底と食品リサイクルなど、食品廃棄物の削減に市域全体での取り組みを進めます。

〇プラスチックごみの削減

マイクロプラスチックによる海洋生物への影響など、海洋プラスチックごみ対策は、海に流れこむ河川を有する本市においても取り組むべき課題です。化石燃料を利用して製造されたプラスチックの削減に努めるとともに、プラスチックについては、単純に廃棄して埋め立て処分するのではなく、環境の森センター・きづがわ等における熱エネルギーとして活用するなど、プラスチック類が有するエネルギーの有効活用にも着目して、効果的・効率的な回収・再生利用に努めます。

②廃棄物のリサイクル・適正処理の推進

廃棄物を適正に処理し、有害物質の放出を防ぐため、分別を徹底して、再生利用が可能なものはライフサイクルコストを勘案の上、リサイクルを行うなど資源の有効活用に向けた取り組みを推進します。

家庭系のごみにおいては、古紙類、衣類・古布など資源として活用できるものは、地域での集団回収の促進など、市民のみなさんと連携して取り組みを推進します。

なお、古紙類、衣類・古布のリユースについては、中国をはじめとする海外への輸出する割合が多いことから、新型コロナウイルス感染症対策などの要因により、海外輸出が困難になった場合、その回収についても滞ることが懸念されます。古紙類など、海外への輸出割合が多い資源物については、回収業者との連携や情報供給を図り、その収集の継続に努め、リユース・リサイクルに努めます。

また、小型家電リサイクルなどの取り組みを促進して、有害使用済機器の適正回収やレアメタル等の有用金属の分別回収を推進します。

更に、生活環境を保全する上でも支障となる廃棄物の不法投棄対策に取り組みます。

③新型コロナウイルス感染症等の対応

廃棄物処理は、市民の日常生活と経済・社会活動を支える上で、欠かすことのできないものです。

2019（令和元）年 12 月に発生した新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常生活にも大きな影響を与えました。このような状況のもとにおいても、本市が担う一般廃棄物の処理については、継続して適正に行うことが必要です。

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理の経験等を踏まえて、今後も環境省が示す「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」などに準拠して、市民・事業者に新型コロナウイルス感染症などのウイルスが付着している恐れのある廃棄物の出し方の周知をはじめ、木津川市精華町環境施設組合、廃棄物処理業者、保健所など関係機関と連携・協力して、廃棄物処理の体制の確保や現場での感染防止対策に取り組みます。

④災害廃棄物の処理体制の構築

最近、全国各地で発生するゲリラ豪雨に象徴されるように、これまで経験したことのない豪雨などにより、本市においても災害の発生が懸念されます。東日本大震災における災害廃棄物の処理など、災害が発生した場合、日常生活からは想像できないほどの災害廃棄物が多種・多量に発生します。

これらの災害廃棄物についても、適正に処分することが求められることから、災害廃棄物処理計画の策定を推進し、その計画が実行性のあるものにするため、平時から、その円滑な処理体制や支援人材の拡充、近隣市町村・事業者との連携など、災害に強い廃棄物処理体制の構築に努め、不測の事態に備えます。

⑤グリーンな経済システムの構築推進

環境に配慮した製品やサービスの購入の推進を図ります。

また、国において、地球温暖化対策などグリーンな経済システムの構築に向けて、今後もさまざまな税制改正が見込まれます。これらのグリーン化の推進するための税制度の中には、既存住宅の省エネ改正に係る軽減措置など、本市においても適用・活用できるものがあります。

税制面などのグリーン化の推進動向に関する情報の収集とその周知に努めます。

【主な取り組み】

・ごみ分別アプリ等を活用したわかりやすい分別広報・ごみ情報発信

・出前講座・環境学習によるごみの分別・削減等についての普及啓発

・「もったいない便り」等でのごみの減量・再資源化についての情報発信

・古紙類のリサイクルの協力と分別の徹底

・マイバッグ持参によるレジ袋の削減

・マイボトル持参によるペットボトルごみの削減

・使用済食用油の再資源化

・残さず食べることの啓発や子ども食堂・フードドライブ等による食品ロスの削減

・「ぎゅっとひとしぼり運動」などによる生ごみ削減

・ダンボールコンポスト講習会による生ごみ処理容器の普及促進

・給食堆肥の利用などによる生ごみの再資源化　など

【コラム 3-④】ダンボールコンポストで生ごみ排出を削減

可燃ごみの約4割を占める生ごみを減らすために、ダンボールコンポストによる生ごみ堆肥化講座を実施しています。令和元年度は、夏休みの親子教室など年15回の講習会を開催し、約230名に参加いただきましたが、令和2年度は、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、講習会を開く代わりに110名の方にモニター体験をしていただきました。「数日で生ごみが分からなくなり、びっくりです。」「家庭ごみ削減と家庭菜園の堆肥・肥料として使えるので、とても役立ちました。」という感想や、継続的に取組を続けたいとの声が聞かれました



【コラム 3-⑤】マイクロプラスチック問題

マイクロプラスチックとは、川から海に流れ込んだプラスチックごみが劣化し砕かれ、5mm以下のサイズになった小片を指します。少なくとも年間800万トンが海に流れ込んでいます。これらの大量のマイクロプラスチックごみが海洋生物の体内に取り込まれ、最後には命を落としている事例が数多く報告されています。

マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響については、その早急な対応に向けて、日本でも令和元年(2019年)に、「3R+Renewable」を基本原則としたプラスチック資源循環戦略を策定しました。

さらに、令和2年(2020年)9月からレジ袋有料化義務化などの施策を実施し、2030年までにワンウェイプラスチック利用を25%削減する、容器包装の6割をリユース・リサイクルするなどの目標値を設定しました。



(3) 緑・水・歴史を育む環境都市づくり(風土)

環境負荷の低減だけでなく、生物多様性等の保存を推進するため、森林・農地・緑地・水辺・河川等の保全・生態系ネットワークの形成に努めることが必要です。

本市は、周囲を森林で囲まれ、その中央には市の名称でもある木津川が古来より流れています。この豊かな自然環境に暮らしが支えられ、人々が育み、繋いできた歴史・文化を大切にしなければなりません。

これらを持続可能な環境都市を構築する上での地域資源として位置づけて、生物多様性の保全や、地産地消、地域の文化や自然とのふれあいなどなどの機会などを推進するとともに、人・地域の交流やネットワークづくりを進めます。

〇SDGｓの主なゴール



〇管理指標

・アダプトプログラムや都市公園・緑地市民自主管理活動団体数 【木津川市第2次総合計画】
(現状年度・数値)2019 年度 64 団体 ⇒(目標年度・数値)2030 年度 ↑
・市内の大気質の状況(市内4か所・4 項目の環境基準達成度)
(現状年度・数値)2018 年度 達成 ⇒(目標年度・数値)2030 年度 維持
・市内 20 河川の水質の状況(環境基準達成度(D類型(農業用水等)、BOD8mg/L))
(現状年度・数値)2018 年度 達成 ⇒(目標年度・数値)2030 年度 維持
・市内の騒音・振動の状況(市内5か所の環境基準達成度)
(現状年度・数値)2018 年度 3か所達成 ⇒(目標年度・数値)2030 年度 維持

①生物多様性の保全と森林・河川等の保全管理

〇自然とのふれあいの取り組み

自然環境や生物多様性など緑・水・歴史を大切にする取り組みを進めるためには、自然とのふれあい、本市の自然・生物がかけがえのない存在であることを実感することが大切です。毎年 4～5 月の「みどりの月間」や 6 月の「環境月間」などの機会を活用し、自然とのふれあいイベントの実施や環境教育などに取り組みます。

〇生物多様性の保全と森林・河川の保全管理

河川敷や残された里山には、国内でも珍しい貴重な動植物が生息・生育するほか地質鉱物が存在しています。

森林・里山・河川などの空間は、生物多様性の保全や国土の保全管理を図る上で重要な役割を担うことを改めて、認識することが重要です。

生物多様性の保全にあたり、森林・里山・河川などにおける地域的な空間のまとまりを踏まえ、それらの自然環境の保全・再生や里山里地の持続的利用を図るため、市民、事業者による民間保全活動や関係機関と連携して、横断的な取り組みを進めます。

また、文化・歴史的景観として、重要なものについて、その保存・活用を支援します。

②野生動物の保護管理と外来種対策

近年、イノシシ・シカ・サルなどの野生鳥獣による農業被害、生活環境被害が広がってきています。野生鳥獣による鳥インフルエンザの感染症のおそれなども懸念されることから、鳥獣保護管理に努め有害鳥獣対策の強化などに努めます。

また、特定外来種による生態系や生活環境などへの被害を防止するため、動植物の適正な管理やセアカゴケグモ・ヒアリなど侵入初期の外来生物の対応などの啓発に努めます。

③ペットの愛護と適正管理

飼育動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の虐待防止、適正な飼育等や、飼育動物による人への危害・迷惑防止などの啓発に努め、人と動物が共生する社会づくりを推進します。

④農林業との連携

農林関連施策は、自然環境の担い手としての役割も有しています。農地や水資源はそれぞれの一義的な役割だけでなく、防災・減災や環境保全・維持、生物多様性の保全にも資するものです。環境保全と持続可能性の確保に配慮した農林業に取り組み、中山間の活性化を推進します。

⑤地域資源の活用

本市の豊かな自然環境と関西文化学術研究都市の強みは、地域の資源と言えます。地域特性と環境保全に資する新たな産業・地域の活性化を図ります。

そのためには、緑の基本計画などの関連計画や適切な土地・資源利用の確保に留意して、市街地と周辺集落との地域間、移住希望者との交流やネットワークづくりにも配慮して、地域づくりに取り組みます。

⑥大気・水質・騒音・土壌の保全

大気・水質・騒音の状況について、環境基準を満足しているか否かを把握するため、継続して、定期的に定点観測を行い、その情報提供を推進します。

なお、これまで市内 20 河川の水質調査を実施してきたところ、ほとんどの河川では水質が安定していますが、赤田川の上流部においては、BOD などの数値が他の河川と比較して、高い数値が観測されるときがあることから、引き続き、モニタリングによる水質監視と近隣市と連携してその対応に取り組みます。

また、違法な残土処分などにより、汚染土壌が適切に管理されないことで、有害化学物質等を人体に気づかない間に摂取されることのないよう、その対策とリスク低減の取り組みを図ります。

【主な取り組み】

・農地や森林などの保全・適正管理の推進

・鹿背山などの里山再生の取り組みや生物多様性の保全活動の支援

・オオタカやヤマトサンショウウオなどの希少生物の保全活動の支援

・木津川市地域連携保全活動応援団の活動支援

・公園や緑地の計画的な整備

・木津川等の水辺・親水環境の活用

・都市公園・緑地市民自主管理活動などの環境美化活動の支援

・有害鳥獣防除施設設置事業補助金などによる有害鳥獣防止対策

・犬・猫の飼育マナーの普及啓発

・お茶や地元特産野菜などの農業支援

・市内の環境調査（水質・大気質・騒音・振動）の継続したモニタリング　など

【コラム 3-⑥】里山保全　地域連携保全活動応援団

オオタカの生息が確認されたことで、生物多様性保全地区になった学研木津北地区では、地域連携保全活動応援団として複数の団体が鹿背山地区の保全活動を行っています。

鹿背山倶楽部、鹿背山の柿を育てるネットワークや木津の文化財と緑を守る会、鹿背山元気プロジェクトなどがこの活動に参画しています。

また、山城地区・加茂地区でも森林整備活動を行っています。サン・フォレスター、みどりの会、NPO法人加茂女などの複数の団体が、各団体の特色を生かして里山整備に貢献されています。



鹿背山での活動写真

【コラム 3-⑦】木津川美化活動

河川、公園、公道などの美化活動を継続的に行っているボランティア団体が多く存在します。



木津川を美しくする会の活動写真

(4) 健康で安全な生活ができる環境都市づくり（生活環境）

日常生活を送る上で、快適な生活環境の確保が求められています。

市街地において、市民が身近に感じられる自然は、公園などの緑地のほか、水辺空間などであることから、生物多様性の重要性の認識を深め快適なまちづくりを進めるために、これらの自然の保全と創造に取り組むことが求められます。

また、悪臭、騒音、振動や空き地の管理などの生活環境に関する苦情が増加する懸念があることから、その未然防止と改善に取り組みます。さらに、有害化学物質による影響について情報把握に努め、健康で安全な生活が送れるまちづくりにつなげます。

〇SDGｓの主なゴール



〇管理指標

・エコ生活応援補助金（雨水タンク）の交付件数
（現状年度・数値）2019 年度　18 件　⇒（目標年度・数値）2030 年度　↑

・汚水処理人口の普及率【木津川市第2次総合計画】
（現状年度・数値）2019 年度　98.7%　⇒（目標年度・数値）2030 年度　↑

・市民からの公害・野焼き等の相談・苦情件数
（現状年度・数値）2018 年度　35 件　⇒（目標年度・数値）2030 年度　↓

①緑化の推進

まちなかの緑は、都市環境に潤いを与え、やすらぎを感じさせる効果があります。街路樹・都市公園・オープンスペースの適正管理、屋上緑化・壁面緑化などによる緑化を進めるとともに、夏の気温上昇を緩和するため、身近に実行できるゴーヤなどを用いたグリーンカーテンの取り組みを支援します。

②下水道整備の推進

公共下水道の整備や、公共下水道の整備されない地域における合併浄化槽の整備の支援などによる生活排水の浄化を進め、健全な水循環の確保に努め、木津川や瀬戸内海の水質の保全を進めます。

また、雨水タンクの利用を支援し、まちなかでの雨水利用を促進します。

③騒音・振動対策

工場・事業所・建設作業から発生する騒音・振動については、機器・機材の出力などにより、法令に基づく届出が義務付けられています。騒音・振動については、工場等の近隣住民からの苦情の原因となる場合が多いことから、適切に届出するよう促すとともに、必要に応じて指導を行うこととします。

④化学物質のリスクと情報提供

日常生活や事業活動において、多種多様な化学物質が使われており、その利便性を享受する一方で、適切な管理が行われないことで環境汚染が発生し、健康や生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、農薬など身近な化学物質について、誤った使用により人の健康や生態系に影響を及ぼすリスクもあることから、市民に影響を与える恐れのある有害化学物質に関する最新の科学的知見などの情報把握と提供、国・府などの関係機関の調査協力、必要に応じた有害化学物質のリスク低減対応に努めます。

なお、関西文化学術研究都市に立地する研究施設における人体や環境に影響を与える恐れのある化学物質の適正管理を維持するため、必要に応じて立入調査を行うなど、その管理状況の把握に取り組みます。

また、本市では子育て支援をまちづくりの主要施策に掲げていることもあり、胎児期から小児期にかけての化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するための「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」の協力・支援に平成 22 年度から取り組んでいます。

⑤生活環境に対する苦情等への取り組み

都市化が進むにつれて、住民の日常生活において、騒音、臭気、振動、野焼き、不適切な動物飼育など、生活環境に関する苦情や相談が今後、多様化・増加することが懸念されます。

住民の生活環境の保全を図り、生活環境の苦情が当事者間の公害紛争につながらないよう、その未然防止のため、保健所とも連携して、適切な処理の指導や情報提供を行います。

また、空き地に雑草などが繁茂し、放置されることで、生活環境の悪化だけでなく、火災や犯罪の原因にもなります。空き地の管理が十分でないと判断した場合は、空き地の所有者に対して、助言・指導等を行い、生活環境の保全を促進します。

⑥環境犯罪への対応

廃棄物の不法投棄をはじめ環境犯罪は、地域の環境悪化や安心した日常生活にも影響を与えます。本市では、府内でもいち早く粗大ごみの抜き去りに対する罰則の制定、警察と連携して青色防犯パトロールの実施や不法投棄で困っている地域のごみ拠点回収場所に監視カメラを貸し付けるなど、地域の課題に対応に努めてきました。今後も地域の実情や環境課題に対応するため、必要に応じて、環境犯罪の抑止対策を推進します。

【主な取り組み】

・公共下水道整備、合併浄化槽の設置支援などによる水環境保全の推進

・関係機関と連携した公害等苦情の相談対応

・監視カメラや啓発看板の貸出等による不法投棄対策の推進

・警察と連携した抜き去りパトロールの実施

・所有者への除草通知等による空き地の適正管理

・アダプトプログラムによる美化清掃活動の支援　など

【コラム 3-⑧】エコチル調査について

エコチル調査は、全国10万人の子どもを対象に2010年度から13年間の長期にわたり、子どもの健康と化学物質の関連を調べる全国調査で、木津川市でも調査が進められています。

例えば、私たちの暮しの中で化学物質を使った製品が日常的に使われていますが、これらの使用が子どもの成長や発達にどんな関連があるかなど、生活全般における化学物質の健康への影響を調べています。

木津川市における、この調査は、同志社大学赤ちゃん学研センターが担当し、市内の674名（2020年5月31日時点）の子どもが協力しています。

(5) 環境人材を育む環境都市づくり（パートナーシップ・環境教育）

環境施策を実効性のあるものにするためには、一人ひとりの環境に対する意識・ライフスタイルや、企業等の事業活動に大きく関わります。市民・事業者をはじめ環境保全活動を行っている様々な団体が、それぞれ主体的に役割を果たすことが求められます。

環境意識の向上に努め、各主体とのパートナーシップの確立を図ることが必要です。

〇SDGｓの主なゴール



〇管理指標

・出前講座・出前授業の回数
（現状年度・数値）2019 年度　18 回　⇒（目標年度・数値）2030 年度　↑

・ごみ減量アイデア大賞などの市民参加数
（現状年度・数値）2019 年度　33 人　⇒（目標年度・数値）2030 年度　↑

・環境イベント等の参加者数
（現状年度・数値）2019 年度　825 人　⇒（目標年度・数値）2030 年度　↑

①環境教育・学習の推進

持続可能な脱炭素型の社会を目指す上で、環境問題に関心を持ち、課題解決に主体的に取り組む環境人材を育てる ESD（持続可能な開発のための教育）の取り組みは不可欠です。環境活動を推進するリーダー等の環境人材の育成に向けて、学校・家庭・地域・商業施設・事業所などでの自発的な環境教育・学習の取り組みが促進するよう支援を充実していきます。市民団体が主体的に取り組んでいる森林・河川での環境保全活動や体験活動の取り組みは、環境教育・学習の面からも、大変重要で効果的であることから、国・府の制度も活用して、その活動の支援を推進します。

また、市内や全国で展開されている環境教育活動の優良事例の紹介や、実体験、ゲーム及び紙芝居など様々なツールを活用して、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲が育つよう、環境教育・啓発活動に取り組みます。

②各主体を結ぶネットワークの構築

市民・事業者など様々な主体が取り組む環境活動の事例を共有し、互いに参考にすることで、刺激しあい、連携できるような情報発信・ネットワークの構築に努めます。また、各環境団体で課題となっている後継者育成や、市民・事業者等と協働して行う環境保全活動の取り組みを推進します。

③情報発信

環境に関わる情報をわかりやすく伝えるため、市の広報・ホームページへの掲載やスマートフォンなどを活用して、積極的に発信するとともに、出前講座や環境イベント等を開催し、環境啓発に努めます。

④表彰制度

環境保全に関する意識の醸成及び行動の促進を図るため、他の模範となる優れた環境保全等の取組を行う個人、団体及び事業者を表彰する本市独自の“（仮称）木津川市環境大賞”の創設に取り組みます。また、市民のみなさんに、全国的な環境コンテスト等の情報を広報するなど、環境保全等の市民活動に対するモチベーションが向上するような施策を推進します。

【主な取り組み】

・保育園・幼稚園・小学校等における環境教育の支援
・地域住民、商業施設、企業等で実施される環境教育の支援
・市民・事業者の環境活動への参加や主体的な活動の育成につながる情報収集・共有、交流の場の開催
・環境活動を推進するリーダー等の育成
・地域や学校などで環境活動をしている「こどもエコクラブ」等の活動推進
・エコリーダー「くるっと」（木津川市廃棄物減量等推進員の会）の活動推進
・“ごみ分別アプリ”の活用　など

【コラム 3-⑨】こどもエコクラブの環境活動

年間を通じてこども環境活動プログラムを行っています。活動内容は里山での自然体験や生物観察、資源の大切さを学びごみ減量を意識する活動など様々な環境問題について子どもたちに学びの場を提供しています。



京都市伏見区の洗びん工場の見学



生物調査の活動写真

【コラム 3-⑩】学校で出前講座実施

木津川市まち美化推進課では学校への出前授業を実施しています。ごみの分別意識や減量するための方法など知ってもらうために「雑がみについて」や「4Rでごみを減らそう」の授業も展開しています。



【コラム 3－⑪】エコスクールの活動　城山台小学校

城山台小学校は開校以来エコスクールとして学校全体で環境活動を実施しています。毎月16日はエコの日と定め、外遊びに力をいれたり、古紙回収や巻き芯回収を全校で行っています。

それぞれの学年で総合的な学習の時間「みのりタイム」を使って環境について学びます。3年生はビオトープを通じた学習、4年生はごみ減量を学び、6年生は里山学習を展開しています。6年生のテーマは「自然との共生」で、鹿背山の里山で間伐体験を行い、その間伐材を使って卒業記念品を作成しています。





第４章　計画の推進方策

１　計画の進行管理の基本的な考え方

PDCA サイクルを用いて、各施策の取り組み状況を毎年度、点検を行い、主要な管理指標の状況をホームページなどを用いて公表します。

なお、管理指標の目標値は、関連する個別計画等に基づくものとし、特に目標値が設定されていないものについては、その管理指標の推移等に基づいて、取り組み状況を評価するものとします。

また、経済・社会・環境の変化を踏まえて、環境施策の改善、廃止、追加など、本計画の見直しが必要であると判断した場合は、環境審議会に報告等の上、適切に対応するものとします。

図表 4-1



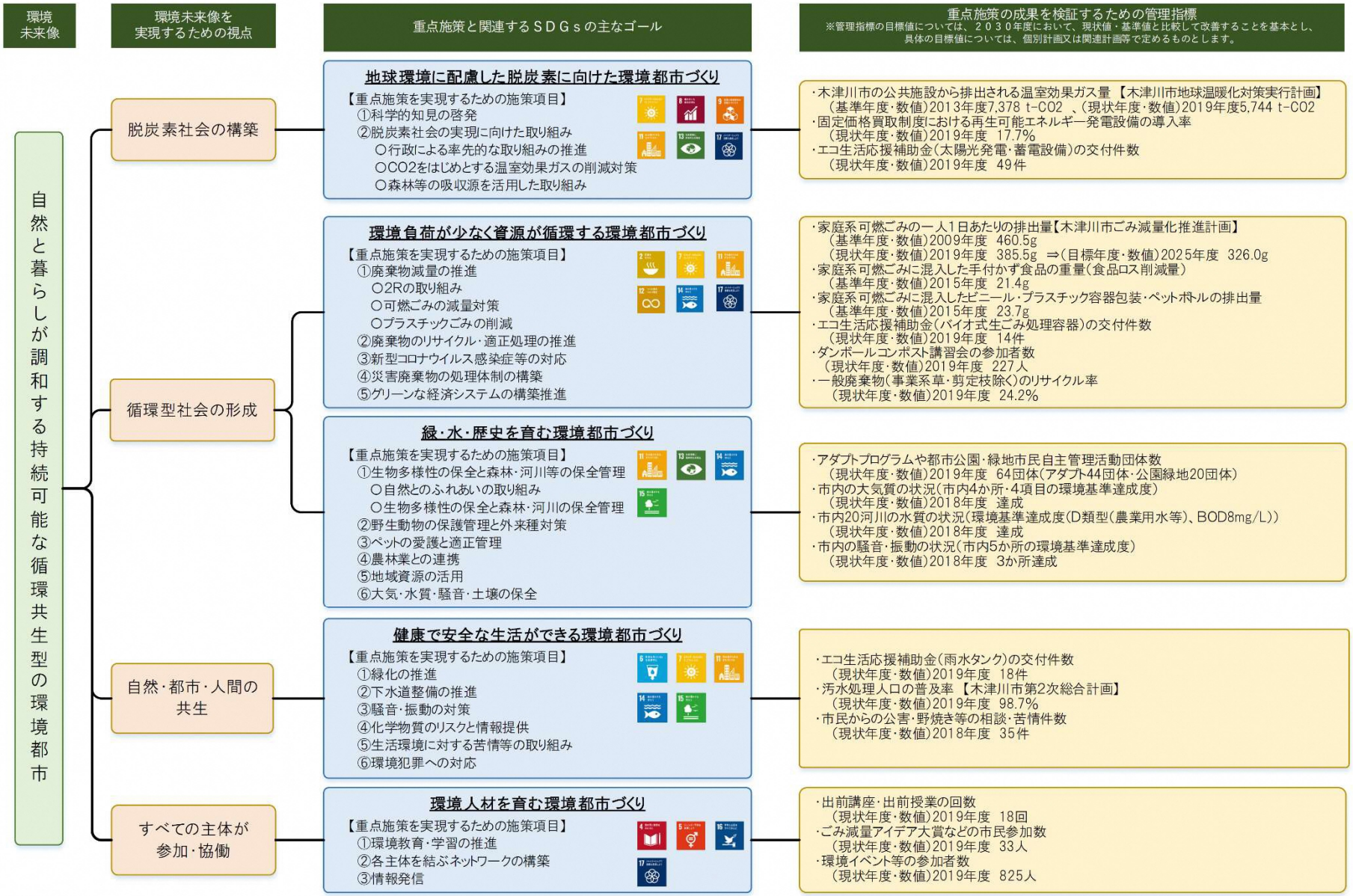
２　計画の推進に際しての留意点

本計画は、SDG s の考え方に基づき、環境施策の一つの取り組みから一つの成果を得るのではなく、一つひとつの取り組みが、様々な環境問題の解決に波及効果をもたらし、SDG s に示されるゴールの達成に寄与することを見据えて取り組み、評価・改善することとします。

３　計画の推進体制

本計画を着実に実行するために、木津川市環境審議会において、毎年度の取り組み状況や管理指標の進捗状況を報告し、第三者の視点から客観的に環境施策の点検・評価を行い、その助言・意見を参考にして、翌年度以降に、必要に応じ、環境施策の取り組みを改善して、推進します。

【資料】施策の体系と管理指標



第２次木津川市環境基本計画

令和３年５月24日

令和４年２月17日一部修正
令和６年３月27日一部修正

発　行　木津川市市民部まち美化推進課
〒619-0286　京都府木津川市木津南垣外110-9
TEL　0774-72-0501（代）　FAX　0774-72-3900
E-mail　machibika@city.kizugawa.lg.jp